

令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、9か月が経過しました。18歳からさまざまな契約ができるようになるとともに、未成年者取消権による契約解除はできなくなります。

18～19歳に多い相談内容をご紹介します。

### 【事例】

- インターネットでエステの広告を見て、無料体験だけのつもりで施術を受けた。その際に、想定外の高額なコースを勧められたので、支払いができないと伝えたが、クレジットカードで分割払いにすれば大丈夫と言われ、断り切れずに契約してしまった。
- インターネットで副業を検索したら「無料で情報を提供する」と記載のある事業者を見つけ、メッセージアプリで登録をした。その後、電話で各種プランの説明があり、初心者向けのプランを勧められ、代金として8万円を支払った。さらに、サポート代として2万円を請求され、不審に思ったので、解約を申し出ると、解約料として10万円かかると言われた。

### アドバイス

- 広告や勧誘では「お試し価格」「すぐに儲かる」など、メリットのみが強調されている場合があるので、注意しましょう。



- 契約時は、商品やサービスの内容、契約期間、支払金額、解約条件などの内容をしっかり確認し、納得した上で、契約しましょう。強引に契約を迫られても、契約内容に不安があれば、はっきり「契約しない」と断りましょう。
  - 訪問販売や電話勧誘販売などによる契約は、一定期間内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）できる場合があります。
  - 業者とトラブルになった際は、消費者ホットライン（☎188）や消費生活センターに相談してください。
- 岡旭市消費生活センター（☎63-7272）・相談直通電話（☎62-8019）